

障がい福祉の仕事の魅力発信動画等制作業務委託に係る実施要領等に関する質問への回答票

No.	資料名称	該当頁	該当項目	質問内容	回答
1	様式 1 - 3		※ 1	開業直後のため財務諸表・確定申告書がまだ存在しません。 個人事業の開業・廃業等届出書（開業届）の控えの写しの添付で代えてよいでしょうか。	差し支えありません。
2	様式 1 - 3		「団体設立年月」欄	個人事業主の場合、開業年月を記載することによりよいでしょうか。	差し支えありません。
3	業務仕様書	2～3	5 (1) エ 動画仕様等／ 5 (2) ウ 成果品	「エ 動画仕様等」に「YouTube 及び Instagram 等の SNS での活用を想定した編集を行うこと」とありますが、動画・ショート動画の具体的な公開先（貴県公式の YouTube・Instagram アカウント等での公開を想定しているか等）をご教示ください。 また、パンフレットの成果品は「デジタルパンフレット（PDF 形式）」及び「編集可能データ」とされており、紙媒体での配布は想定していないと理解してよいか確認させてください。	- 作成した動画については、県公式の YouTube チャンネル及び Instagram で公開した上で、県公式 X でもポストすることを想定しています。 - 紙媒体での配布は想定しておりません。

4	業務仕様書	3	5(2)イ 制作仕様 ② スマートフォン向け縦型 版	「SNSからの閲覧を想定した構成とすること」とありますが、具体的にどのような構成（画面比率、テロップの入れ方、想定する投稿先 SNS 等）を想定されているか、詳細をご教示ください。	・ スマートフォン向け縦型版については、主にスマートフォンからの閲覧及びSNS経由での流入を想定しており、縦方向にスクロールしながら閲覧できる構成を想定しています。 ・ 作成したパンフレットについては、県公式HPに掲載するほか、県公式Xでもポストすることを想定しています。 ・ 現時点で画面比率、テロップデザイン等について詳細な指定はございません。スマートフォンでの閲覧に最適化された縦型レイアウトであり、SNSからアクセスした利用者が読みやすく、内容を理解しやすい構成となるように提案をいただきたいと思います。
---	-------	---	----------------------------------	---	--

5	業務仕様書	2	5(1)ウ 制作本数等	「1事業所につき次の本数を制作すること」とありますが、この「本数」の考え方についてご教示ください。「本編動画1本以上(5本以上)」「ショート動画2本以上(10本以上)」とありますが、1本の動画に複数事業所の職員等が出演する構成とすることは可能でしょうか。 例えば、5事業所の出演者を組み合わせた本編動画・ショート動画を合計5本・10本制作する構成でも、事業所ごとに単独で制作する場合と同様に仕様を満たすとみてよいか、ご教示ください。	可能です。本仕様書においては、県内の事業所5か所以上を取材対象とし、本編動画及びショート動画を所定本数以上制作することを求めています。動画の構成については、必ずしも1本の動画を1事業所単独で制作することを求めるものではなく、複数事業所の職員や取組等を組み合わせた構成とすることも可能です。
6	資料1「企画提案実施要領」	1	3 プロポーザル参加者の資格に関する事項	法人と個人事業主による共同提案を検討しております。株式会社を代表者、個人事業主を構成員として共同提案を行うことは可能でしょうか。 可能な場合、参加資格確認申請時の【様式1-2】【様式1-3】【様式1-4】について、代表者及び構成員それぞれが提出する必要がある書類をご教示ください。また、構成員である個人事業主について【様式1-3】の提出が必要な場合、「団体等の財務諸表等」として、確定申告書及び青色申告決算書等を提出することでよいでしょうか。	- 法人と個人事業主による共同提案でも差し支えありません。 - 共同提案者については、【様式1-2】プロポーザル参加資格確認申請書及び【様式1-3】団体等に関する調書を御提出ください。 - 個人事業主の場合、【様式1-3】団体等に関する調書に添付する「財務諸表等」については、お考えのような確定申告書及び青色申告決算書等で構いません。

7	資料1「企画提案実施要領」・資料4「企画提案審査要領」	1～2	3 プロポーザル参加者の資格に関する事項／2 審査項目及び配点「4 運営・人員体制・業務実績」	共同提案の場合、構成員である個人事業主が過去5年以内に受託・実施した動画制作・写真撮影等の実績を、【様式1－3】の「類似事業等の事業実績、実施見込み」及び企画提案書の「運営・人員体制・業務実績」に記載し、共同提案者の実績として審査・評価の対象とすることは可能でしょうか。	可能です。
8	資料1「企画提案実施要領」	3	4（4）参加資格の確認「ウ 確認結果」・4（7）企画提案書等の提出	参加資格確認結果について、「令和8年8月28日（金）までに郵送により書面で通知」とありますが、申請書類の確認が完了したのから順次通知されるのでしょうか。また、企画提案書の提出期限が令和8年8月31日（月）であるため、郵送による通知の到着前に企画提案書を提出することは可能でしょうか。	- 参加資格確認については、御提出いただいた参加資格確認申請書から、速やかに確認の上、順次通知いたします。 - 参加資格確認結果の通知前に企画提案書を御提出いただくことも可能ですが、この場合、企画提案書の受理は参加資格確認結果の通知後といたします。また、仮に参加資格が認められなかった場合、提出いただいた企画提案書については返戻いたします。
9	業務仕様書	1	5 事業内容 （1）障がい福祉の仕事の魅力発信動画の制作	インタビューする現場職員に、動画およびパンフレット制作の取材対応に係る謝金の支払いは想定しておりますでしょうか。また、支払う場合、1名あたりの謝金はいくらを想定しておりますでしょうか。	本業務において、取材対象となる現場職員等への謝金について、県から別途支払うことは想定しておらず、謝金額の設定もありません。受託者が業務遂行上必要と判断する場合には、委託料の範囲内で謝金等を支払うことは可能ですが、この場合、その費用も含めて企画提案及び見積りを行っていただくようお願いいたします。

10	業務仕様書	2	5 事業内容 (2) 障がい福祉の仕事の魅力発信パンフレットの制作	パンフレットの制作にあたり、使用可能な素材はございますでしょうか。取材・撮影したスチール等のみで構成する想定でしょうか。	パンフレット制作に使用する素材については、「わんこきょうだいイラスト集」など一般に公開され、利用条件の範囲内で利用可能な素材は使用できますが、別途県からの提供は予定していません。必要な写真・イラスト等の素材については、受託者において取材・撮影その他必要な方法により確保し、制作いただくようお願いいたします。
11	業務仕様書	2	5 事業内容 (2) 障がい福祉の仕事の魅力発信パンフレットの制作	①通常版および②スマートフォン向け縦型版のデジタルパンフレットについて、デジタルブックのデータ制作のみで、印刷納品の必要は無い認識でお間違いないでしょうか。	ご認識のとおりです。